広島市告示第269号 令和6年5月9日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 安佐北ショッピングセンター
 - (2) 所在地 広島市安佐北区亀山九丁目213番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ

代表取締役 山口 普

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更事項

別紙のとおり。

- 4 変更年月日 別紙のとおり。
- 5 届出年月日令和6年4月26日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年5月9日から令和6年9月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例 (平成3年広島市条例第49号) 第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年9月9日
 - (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本	広島市南区段原南一丁目3番5	代表取締役
株式会社	2 号	平尾 健一
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二	代表取締役
	丁目6番10号	石田 卓巳
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番10	代表取締役
	号	原田 勝通

(変更後)

(及又区)				
名称	住所	代表者氏名	変更の	変更の
			年月日	理由
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2	代表取締役	令和6年	統合の
	番1号	山口 普	3月1日	ため
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚	代表取締役	変更な	
	町二丁目6番10号	石田 卓巳	し	
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番	代表取締役	変更な	
	10号	原田 勝通	し	